

新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価書を公表します

産業環境課 内線278 1階 6番窓口

尾張北部環境組合では、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町の2市2町のごみ処理を共同して行う広域的な施設の整備を計画しています。このたび、当該整備事業に係る環境影響評価の結果、住民などからの意見及び環境保全に関する検討結果などをまとめた環境影響評価書を作成しましたので、縦覧を行います。

▼縦覧期間 5月14日(金)～6月14日(月)(土・日を除く) 午前8時30分～午後5時15分
▼縦覧場所 江南市環境課、江南市布袋支所、江南市宮田支所、江南市草井支所、犬山市環境課、大口町環境対策室、扶桑町産業環境課及び各務原市環境政策課
※江南市ホームページでも閲覧できます。

▼問い合わせ 江南市環境課 ☎(54) 1111(代表) 内容について 尾張北部環境組合 ☎(54) 1188

新ごみ処理施設整備事業に係る都市計画変更に関する図書を縦覧します

産業環境課 内線278 1階 6番窓口

尾張北部環境組合が進めている、犬山市、江南市、大口町及び扶桑町の2市2町のごみ処理を共同して行う「尾張北部環境組合ごみ処理施設」の整備事業に伴う都市計画の変更について、関係図書の永久縦覧を行います。

▼縦覧開始 5月14日(金)
▼縦覧場所 江南市環境課
▼縦覧内容 尾張都市計画ごみ処理場(一般廃棄物処理施設)の変更(江南市決定)
▼問い合わせ 江南市環境課 ☎(54) 1111(代表)

愛知県後期高齢者医療制度 協定保養所利用助成のご案内

住民課 内線246 1階 1番窓口

被保険者の健康保持・増進を目的に、次の協定保養所に宿泊する場合、1人1泊につき1,000円を助成します。(4月1日から翌年3月31日までの1年間で、全保養所合わせて4泊まで助成します。)
※開館状況につきましては、各保養所に直接お問い合わせください。

場所	協定保養所名	電話番号
長野県(王滝村)	おんたけ休暇村	☎0264(48)2111
蒲都市	サンヒルズ三河湾	☎0533(68)4696
江南市	すいとびあ江南	☎0587(53)5555(予約専用番号)
豊田市	豊田市百年草	☎0565(62)0100
三重県(桑名市)	温泉ホーム松ヶ島	☎0594(42)3330
東浦町	あいち健康の森プラザホテル	☎0562(82)0211

▼利用方法 利用される方は、申込時に協定保養所へ「愛知県後期高齢者医療の被保険者」であることを伝え、宿泊当日、保養所の窓口で後期高齢者医療の保険証と利用カード(初回利用時に保養所にて交付)を提示してください。精算時に利用料金に対し、1,000円を助成します。
▼問い合わせ 愛知県後期高齢者医療広域連合 給付課 ☎052(9555)1205 (ホームページ http://www.aichi-kouiki.jp/)

丹羽消防署 119番

風水害から身を守るために

近年、大雨や暴風などにより日本各地で大きな被害が発生しています。雨が多くなる時期を前に、発生時の対応などについて改めて確認し、備えましょう。

いざというときのために日頃から備えを 非常時の持ち出し品を準備しておきましょう。

非常時の持ち出し品リスト

非常時持ち出し品を入れるリュック・バッグなど



- 水・食料**
- 食料、お菓子など(2～3食分)
例：そのまま食べられるもの
 - 飲料水
 - 紙皿、紙コップ
 - 粉ミルク



- 救急・安全**
- 包帯、ばんそうこうなど
 - 常備薬
 - 眼鏡・コンタクト
レンズなど



- 日用品**
- ヘッドライト
 - 携帯ラジオ
 - タオル
 - ティッシュ
 - マスク
 - ビニール袋
 - 紙おむつ



- 貴重品**
- 預金通帳、カード
 - 免許証、保険証、印鑑など



- その他**
- 着替え
 - 簡易的な寝具 例：簡易まくら、タオル、耳栓、アイマスクなど
 - モバイルバッテリー 例：携帯電話充電器、乾電池で充電できるもの
 - 避難場所ですリラックスできるもの
例：本、ゲームなど(音がでるものはイヤホンも準備)
おもちゃ(周りの迷惑にならないもの)

風水害発生時の避難場所は、長期間の避難を想定していません。避難をするときに、何を持っていくかを判断するのはとても難しいことです。食料や飲料水、寝具など必要なものを準備して、慌てずに行動できるようにしていきましょう。

▼問い合わせ 丹羽広域事務組合 消防本部 予防課 ☎(95) 5158

犬山警察署からのお知らせ

110番



「安心」して喜らせる「安全」な扶桑町の確立

扶桑町内の3月中の犯罪発生総数(暫定値)は、11件(昨年同月9件)です。
自転車盗被害が柏森学区で2件、高雄学区で1件、山名学区で1件発生しました。

～自転車を安全に利用しよう～

自転車は身近な交通手段であり、特に最近では、環境負荷が少なく、健康増進に資することなどから注目を集めています。しかし、一部の自転車利用者の交通ルールを無視した行動や、マナーの悪さに対する批判の声が後を絶ちません。

自転車は「車両」です。自動車と同じように法律で定められた交通ルールを守る義務があり、ルールを守らなかった場合には罰則を科せられることもあります。また、自転車の乗り方によっては、相手にけがをさせる凶器となります。万一相手にけがをさせてしまった場合には、刑事責任を負ったり、損害賠償を求められたりする可能性もあります。
自転車安全利用五則を始めとする自転車の交通ルールを正しく守り、実行しなければなりません。

自転車安全利用五則

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
○飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
○夜間はライトを点灯
○交差点での信号遵守と一時停止・安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用



愛知県警察からのお知らせ

平針運転免許試験場は、建替え工事のため、来場者の駐車場が利用できません。公共交通機関のご利用をお願いします。
▼問い合わせ 運転免許課 ☎052(951)1611(内線：781-280・281)